

避難確保計画と非常災害対策計画について

1 避難確保計画とは

水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行に伴い、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）が、平成29年6月19日付けで改正されました。

これにより、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

2 非常災害対策計画とは

平成28年8月に岩泉町の高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害が発生したことを受け、平成28年9月9日付けで厚生労働省から以下の通知が発出されました。この通知では、水害や土砂災害に関する非常災害対策計画について特に留意すべき事項を取りまとめるとともに、各施設に対し通知に沿った計画を速やかに策定し、避難訓練を実施するよう求めています。

- ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(老総発 0909 第1号外 厚生労働省老健局総務課長外連名通知)
- ・障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(障障発 0909 第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(雇児総発 0909 第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(社援保発 0909 第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

なお、上記の社会福祉施設等は条例等で既に非常災害対策計画の作成義務があったもので、上記の通知により、非常災害対策計画は、火災だけではなく、水害、土砂災害及び地震等にも対処するための計画であることが必要となったものです。

3 避難確保計画と非常災害対策計画の違いについて

別表のとおり、計画に盛り込む項目が二つの計画で異なっています。しかし、洪水浸水想定区域等に立地する社会福祉施設等においては、それぞれの計画を作成することが求められています。

そこで、今般、「二つの計画の項目を網羅できるよう避難確保計画の項目に非常災害対策計画の必要項目を盛り込んだひな型」を作成しましたので、御活用ください。

避難確保計画と非常災害対策計画との比較

項目		避難確保計画 国の洪水時のひな型の 様式番号	非常災害対策計画 (水害・土砂災害の部分) において必要な項目
1	計画の目的	様式 1	
2	計画の報告		
3	計画の適用範囲		
	施設の立地条件	今回様式 1 に追加	○
	施設周辺の避難地図	別紙 1	○
4	防災体制	様式 2	○
5	情報収集・伝達	様式 3	○
6	避難誘導	様式 4	○
	避難場所・避難経路・避難誘導		○
	避難を開始する時期・判断基準		今回様式 4 に追加
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式 5	
8	防災教育及び訓練の実施		
9	自衛水防組織の業務に関する事項 (設置する場合)	様式 6	
10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	様式 7	
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	様式 8	○
12	緊急連絡網	様式 9	○
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	様式 10	○
14	対応別避難誘導方法一覧表	様式 11	○
15	防災体制一覧表	様式 12	○
	「自衛水防組織活動要領(案)」	別添	
	「自衛水防組織の編成と任務」	別表 1	
	「自衛水防組織装備品リスト」	別表 2	
根拠法令等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法 ・ 土砂災害防止法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各基準条例 ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について ・ 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について ・ 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について ・ 救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
所管省庁		国土交通省	厚生労働省

※「項目」の欄は、国土交通省の洪水時の避難確保計画のひな型の項目に、非常災害対策計画の必要項目を盛り込んで比較したもの。各項目については、両計画において小項目まで完全に一致していませんが、最低限必要な小項目についても今回市で作成したひな型に盛り込みました。